

## 要綱第17号

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

宇和島市長 岡原文彰

### 宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当市の地域資源を活用した「宇和島ならではの」観光コンテンツを開発する取組みを促進し、持続可能な観光産業を確立するために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光コンテンツ 当市ならではの地域資源及び各事業者が保有している技術、文化的要素、地域コミュニティ等を活用して、市内外からの誘客が見込まれる当市で実施する体験型のプログラムを含む観光サービスをいう。
- (2) 観光コンテンツの開発 次の各号に区分するものをいう。
  - ア 新規 現状において当市で実施されていない新しい観光コンテンツの開発をいう。
  - イ 既存改良 既存の観光コンテンツに新たな魅力を加えて高付加価値化、又は差別化する改良をいう。
- (3) 高付加価値化 ターゲットに十分訴求し消費を促す要素を加えていくことをいう。
- (4) 差別化 既存の観光コンテンツと比較し、大きな違いを作り出し、明確な優位点を打ち出すことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 県内において事業活動を行う法人、個人事業主又はそれらの事業者により構成されるグループ等
- (2) 同一の事業に対して、市から他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 団体等の運営経費に対して、市から補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 宇和島市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (5) 補助金交付申請時に市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料(申請者の所在が当市外の場合は、所在地における同等の市町村税及び保険料をいう。)を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行わないこと。

2 前項各号に該当する者であっても、市長が不相当と認める者は補助対象者とししない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 観光コンテンツの開発を目的とした取組みであること。
- (2) 観光コンテンツは継続的かつ収益性が期待できる有料のサービスとし、その提供により、旅行目的地としての認知度向上、並びに観光消費額の向上を図る取組みであること。
- (3) 市及び宇和島市観光物産協会と連携する取組みであること。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助率及び補助金の額は、別表の規定により算出して得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者及び組合等(以下「申請者」という。)は、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙)
- (2) 収支予算書(規則様式第2号)
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たり、補助対象経費から当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を差し引かなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金の額の変更

（2） 補助対象経費の20%を超える増減

（3） 事業内容の重要な変更

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第10条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則第6条第2項に定める補助金等変更承認通知書（規則様式第7号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（規則様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 成果報告書

（2） 収支決算書（規則様式第12号）

- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
  - (4) 事業実施を記録した写真
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金精算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 補助事業者は、規則第9条第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当し、この要綱の規定に違反すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が適正でないと認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、補助事業者に対し既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(関係書類の整備及び保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(遂行状況の報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について補助事業者に報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して少なくとも3年を経過するまでの間、当該事業を継続するよう努めなければならない。

3 補助事業者は、開発した観光コンテンツの販売状況等が確認できる書類を前項に定める期間において、毎年度末に市長に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 令和6年3月31日以前に交付決定された補助金に係る第13条、第15条、第16条及び第17条の規定の適用については、同日後においても、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

補助対象区分	補助率	補助対象経費	補助限度額
新規	補助対象経費の3分の2以内	旅費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料 通信運搬費 広告料 手数料 委託料 (ただし、補助対象経費の50%を上限とする) 使用料及び賃借料 工事請負費 備品購入費 その他市長が必要と認める経費	200万円
既存改良	補助対象経費の2分の1以内		50万円



別紙

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金事業計画書

事業名称	
事業実施主体概要 (資本金、主な事業、常時雇用する従業員数等)	
事業実施場所	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の背景と目的 (これまでの経緯や市場のニーズ、今回の事業の狙い等)	
事業概要 (具体的に記載)	(観光コンテンツの内容) (宇和島ならではの地域資源の活用、及び自社技術等の活用)  (事業の新規性、又は高付加価値化、差別化された内容)  (観光コンテンツの募集・受付の方法)  (観光コンテンツの料金設定)  (観光コンテンツの実施体制)  (収益見込)
事業実施により期待できる効果	

(注1) 記入欄が不足する場合は、欄を拡張して記載すること。

(注2) 事業実施場所の位置図その他関係書類を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けにて申請のあった標記補助金について、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業完了後、30日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- (3) 補助金の額は、補助事業の実績額（補助対象額のみ）と交付決定額のいずれか低い額を確定額とする。



様式第3号（第8条関係）

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業変更承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地  
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、  
下記の理由により変更したいので、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金  
交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 総事業費 円（税込）  
（うち補助対象額 円）（税抜）
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 補助事業の実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 変更理由
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書（別紙2）
  - (2) 収支予算書（規則様式第2号）
  - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地  
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、  
下記の理由により中止（廃止）したいので、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業  
補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 総事業費 円（税込）  
（うち補助対象額 円）（税抜）
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 中止（廃止）の理由
- 5 補助事業の中止期間又は廃止年月日  
（中止） 年 月 日～ 年 月 日  
（廃止） 年 月 日

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業実績報告書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地  
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業が完了したので、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 総事業費 円（税込）  
（うち補助対象額 円）（税抜）

3 補助金交付決定額 円

4 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 成果報告書（様式任意）
- (2) 収支決算書（規則様式第12号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業実施を記録した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けにて実績報告のあった補助事業について、宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第7号（第13条関係）

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金精算払請求書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地  
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった補助金について、  
宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記  
のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 既概算払額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 今回請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 振込先  
金融機関名  
支店・支所名  
預金種別  
口座番号  
口座名義人（ふりがな）

宇和島市観光コンテンツクリエイト支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地  
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった補助金について、宇和島市コンテンツクリエイト支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 既概算払額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 今回請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 概算払を必要とする理由
- 6 振込先  
金融機関名  
支店・支所名  
預金種別  
口座番号  
口座名義人（ふりがな）